

議案第17号

所沢市保健所設計及び建設事業者選定委員会条例制定について

所沢市保健所設計及び建設事業者選定委員会条例を別記のとおり制定する。

令和8年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

所沢市保健所の設計及び建設を一体的に行う者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市保健所設計及び建設事業者選定委員会を設置いたしたく、本案を提案するものである。

所沢市保健所設計及び建設事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 所沢市保健所の設計及び建設を一体的に行う者（以下「事業者」という。）の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市保健所設計及び建設事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、事業者の候補者の選定に関することについて調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市の職員のうちから市長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和10年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

- 4 委員は、自己の利害に關係のある事項については、その議事に加わることができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 保健所設置検討委員会委員の項の次に次のように加える。

保健所設計及び建設事業者選定委員会委員	日額	7,900円
---------------------	----	--------

(この条例の失効)

- 3 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。